

# ○須高行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

(令和5年2月28日条例第8号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、須高行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会に関する規定)

**第2条** 情報公開・個人情報保護審査会については、[須坂市情報公開・個人情報保護審査会条例\(令和4年須坂市条例第34号\)](#)の例による。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。